



< 4月セミナー >



公益通報者保護法改正の概要と 今後の課題

公益通報者保護法は平成 18 年 4 月に施行されて以降、法施行後 5 年をめぐりに必要な措置を講ずる旨が附則に記載されていたにも関わらず、ガイドラインの策定は行われたものの、抜本的な法改正が一度も行われてきませんでした。こうした中で、企業の内部通報制度が機能せず大きな不祥事に発展した事例や、通報者が企業から不利益処分を受けた事例が相次いでいます。

公益通報者保護法の改正に向けては、内閣府消費者委員会・公益通報者保護専門調査会にて公益通報者保護法の規律の在り方や行政の果たすべき役割などについて論議され、報告書が平成 30 年 12 月にまとめられました。そして、今年 3 月 6 日「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

法案の概要と今後の実効性確保に向けて重要となるポイントについて、講演とパネルディスカッションで深めます。

※今後、新型コロナウイルス感染症対策により中止や延期になる場合もあります。

ホームページをご覧ください。

【日 時】 4 月 20 日 (月) 13 時 15 分～15 時 15 分

【会 場】 主婦会館プラザエフ 3階 主婦連会議室

【参加費】 資料代 500 円 (会員は無料)



【スケジュール案】

13:15 開会

13:20 公益通報者保護法改正をめぐる経緯と法案の概要について

志水芙美代さん (弁護士、日本弁護士連合会 PL・公益通報部会長)

13:50 パネルディスカッション (質疑応答含む)

〔パネリスト〕 志水芙美代さん (弁護士、日本弁護士連合会 PL・公益通報部会長)

日野勝吾さん (淑徳大学 コミュニティ政策学部准教授)

〔コーディネーター〕 浦郷由季 (全国消団連事務局長)

15:15 閉会